

大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第5号

大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部等に置く職)	(部等に置く職)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 課に <u>宣</u> 、参事、課長補佐及び主査	(2) 課に参事、課長補佐及び主査
第7条 理事、副理事、 <u>宣</u> 及び参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。	第7条 理事、副理事及び参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。
2～4 (略)	2～4 (略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。